

細則（第2次案） 新旧対照表（2019年4月9日）

新	旧
<p style="text-align: center;">幹事総会の運営に関する細則</p> <p>(招集)</p> <p>第1条 会則第21条第1項で定める幹事総会は会長が招集する。</p> <p>2 幹事総会開催21日前までに、日時、場所、議事内容および説明資料、欠席者のための委任状（議決権行使書）を幹事および校内幹事に送付する。</p> <p>3 幹事および校内幹事は、出欠の返事を総会前々日までに事務局に連絡しなければならない。委任状（議決権行使書）の提出により、出席とすることができる。</p> <p>(臨時の幹事総会)</p> <p>第2条 会長は、臨時に幹事および校内幹事の承認を得なければならない事項が生じたときは、会則第21条第3項で定める臨時の幹事総会（以下、臨時幹事総会という）を招集することができる。また、幹事総会構成員総数の3分の1以上から議案の提示をもって臨時幹事総会の開催請求があれば、会長は請求された日より1ヶ月以内に臨時幹事総会を招集しなければならない。</p> <p>2 日時や場所の都合で会議を開催できない場合は、郵送ないし電子メールやFAX等の文字で記録を残すことができる電子通信手段</p>	<p style="text-align: center;">会議の招集・成立・決議細則</p> <p>第1条 幹事総会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事総会の招集は会長が行う。また、幹事総数の3分の1の提起があれば、会長は招集をしなければならない。 ・ 幹事総会の成立は、幹事総数の過半数以上の出席（委任状含む）があること。 ・ 決議は出席者の過半数の同意で決する。（委任状を含む） <p>第2条 常任幹事会、委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常任幹事会の招集は、会長が行う。また、常任幹事総数の3分の1の提起があれば、会長は招集をしなければならない。 ・ 委員会の招集は委員長が行う。また、当該委員総数の3分の1の提起があれば、委員長は招集をしなければならない。 ・ 会議の成立は、当該委員総数の過半数以上の出席（委任状含む）があること。 <p style="text-align: right;">決議は出席者の過半数の同意で決する。（委任状を含む）</p>

を利用して議事内容の説明および承認手続きを得ることで、臨時幹事総会の開催に替えることができる。

(会議の成立)

第3条 幹事総会は、幹事総会構成員総数の過半数の出席(委任状を含む)で成立する。

(幹事総会の運営)

第4条 幹事総会は、出席者の互選にて選出された議長が議事を進行する。

2 議長は、会長から提案された議事内容の説明を会長に求め、その承認を幹事総会に諮る。議長は議決に参加しない。

3 会長は、他の役員、委員長、事務局長に説明を代行させることができる。

(議決)

第5条 出席者の過半数(議決権行使の委任状を含む)の同意で議案ごとに議決する。賛否同数の場合は、議長が議決権を行使することができる。

(幹事総会の記録)

第6条 幹事総会の議事録は書記が作成する。

2 議事録署名人は議長と議長が指名した幹事1名とする。

3 議事録は事務局において保管し、会員はいつでも閲覧できる。

(施行)

この細則は 2019 年 6 月 1 日より施行する。

常任幹事会の運営に関する細則

(招集)

第 1 条 常任幹事会は、会長が招集する。

- 2 常任幹事会構成員総数の 3 分の 1 の提起があれば、会長は 1 ヶ月以内に常任幹事会を招集しなければならない。
- 3 常任幹事会開催 7 日前までに、日時、場所、議事内容および説明資料、欠席者のための委任状（議決権行使書）を常任幹事に送付する。
- 4 常任幹事会構成員は、出欠の返事を会議前日までに事務局に連絡しなければならない。
- 5 ネット会議システムの利用または委任状（議決権行使書）の提出により出席とすることができる。
- 6 日時や場所の都合で会議を開催できない場合は、電子メールまたは FAX 等の文字で記録を残すことができる電子通信手段を利用して議事内容の説明および承認手続きを得ることで、常任幹事会の開催に替えることができる。

(会議の成立)

第 2 条 常任幹事会は、常任幹事会構成員総数の過半数の出席(ネット会議システムの利用および委任状を含む)で成立する。

(会議の運営)

第3条 常任幹事会は、会長または会長が指名した常任幹事会出席者が議事を進行する。

(議決)

第4条 出席者(ネット会議システムの利用および委任状を含む)の過半数(議決権行使の委任状を含む)の同意で、議案ごとに議決する。

(議事録)

第5条 常任幹事会の議事録は書記が作成する。

2 議事録署名人は議長と議長が指名した常任幹事会出席者1名とする。

3 議事録は事務局において保管し、会員はいつでも閲覧できる。

(施行)

この細則は2019年6月1日より施行する。

役員会の運営に関する細則

(招集)

第1条 役員会は、会長が招集する。

2 役員会の3分の1の提起があれば、会長は3週間以内に役員会を招集しなければならない。

3 役員会開催3日前までに、日時、場所、議事内容および説明資料を役員に送付する。

3 役員は、出欠の返事を会議前日までに事務局に連絡しなければならない。ネット会議システムの利用で出席とすることができる。

4 日時や場所の都合で会議を開催できない場合は、電子メールまたは FAX 等の文字で記録を残すことができる電子通信手段を利用して議事内容の説明および承認手続きを得ることで、役員会の開催に替えることができる。

(会議の成立)

第2条 役員会は、役員数の過半数の出席で成立する。

(会議の運営)

第3条 役員会は、会長または会長が指名した役員が議事を進行する。

(議決)

第4条 意見をまとめなければならない議事は出席者の過半数の同意で議決する。

(議事録)

第5条 役員会の議事録は書記または会長が指名した者が作成する。

2 議事録署名人は議長と議長が指名した役員会構成員1名とする。

3 議事録は事務局において保管し、会員はいつでも閲覧できる。

(施行)

この細則は2019年6月1日より施行する。

<p style="text-align: center;">委員会の運営に関する細則</p> <p>(招集)</p> <p>第1条 委員会は、委員長が招集する。</p> <p>2 日時や場所の都合で会議を開催できない場合は、電子メールまたは FAX 等の文字で記録を残すことができる電子通信手段を利用して議事内容の説明および承認手続きを得ることで、委員会の開催に替えることができる。</p> <p>(会議の運営)</p> <p>第2条 委員会は、委員長が運営する。</p> <p>(議決)</p> <p>第3条 意見をまとめなければならない議事は出席者の過半数の同意で議決する。</p> <p>(記録)</p> <p>第4条 委員会の検討内容は、記録として残し、常任幹事会に報告しなければならない。</p> <p>(施行)</p> <p>この細則は 2019 年 6 月 1 日より施行する。</p>	
<p style="text-align: center;">支部設置および認定、運営に関する細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 会則第5条第1項に定める支部の設置および活動に関する詳</p>	なし

細を定める。

(申請)

第2条 10名以上の普通会員が発起人となることおよび50名以上の会員が対象地域に在住在勤が見込まれることにより、支部設置を申請することができる。

2 申請には、発起人名簿と支部規約（目的、入会・退会、役員、活動内容等を記載）および代表者と本部との連絡責任者を記載した設置申請書を提出する。

3 発起人は個人年会費の納入を完了していなければならない。

(認定)

第3条 常任幹事会および幹事総会の承認をもって支部設置を認定する。

(義務)

第4条 支部は、本部の協力の下に、支部会員名簿を作成する。以後、名簿への追加や記載事項の修正について、本部事務局に協力して対応する。

2 支部規約に基づき、役員選出、事業計画および予算を立案し、年度終了後に事業報告および決算を行う。その内容は、本部に報告しなければならない。

3 会則第13条第2項で定める2号幹事を選任し、本部に届けるとともに、本部との連絡調整に当たらせる。

4 本部への個人年会費の納入促進や本部が行う広告費、協賛金等の募金活動に協力する。

(禁止事項)

第5条 支部独自に個人年会費等を集めてはならない。

(本部との連携)

第6条 本部は、支部活動に必要な経費を予算化し、支部会員の支払った個人年会費の範囲内で補助金を交付する。

2 本部事務局は、支部活動に必要な事務作業、名簿管理等を支援する。

3 本部は、支部独自の広報活動の支援や、本部の同窓会広報紙および Web サイトに必要なスペースを提供して、支部の活性化に協力する。

(認定の取消)

第7条 以下の内容が生じた場合は、役員会で内容を精査し、その結果により幹事総会の承認を経て支部認定を取り消すことがある。

- (1) この細則第5条に違反したとき
- (2) 虚偽の事業報告または不正な会計処理を行なったとき
- (3) 会員数が20名に満たなくなったとき
- (3) 支部会員の個人年会費の納入率が、3年にわたり全体の納入率を下回ったとき

<p>(施行) この細則は 2019 年 6 月 1 日より施行する。</p> <p>(附則) 2019 年 5 月 31 日現在ですでに認定されている支部は、この細則第 2 条の申請は不要とする。</p>	
<p style="text-align: center;">任意組織の設置および認定、運営に関する細則</p> <p>(目的) 第 1 条 会則第 5 条第 2 項に定める任意組織の設置および活動に関する詳細を定める。</p> <p>(内容) 第 2 条 クラブの OB・OG 会等、一定の条件で会員が集う母校ゆかりの会は、本会の下部組織として活動することができる。</p> <p>2 申請には、個人年会費の納入を完了した 3 名以上の普通会員が発起人となることと、当該組織への 20 名以上の構成員の加入が見込まれることを条件とする。</p> <p>3 構成員の過半数が普通会員ないし特別会員でなければならない。</p> <p>4 代表者および本会との連絡責任者、発起人名簿、構成員名簿を提出することにより、任意組織の設置を申請することができる。</p> <p>(認定)</p>	なし

第3条 常任幹事会および幹事総会の承認をもって、当該組織の設置を認定する。

(義務)

第4条 会則第13条第2項で定める2号幹事を選任し、本部に届けるとともに、本部との連絡調整に当たらせる。

2 会員名簿への追加や記載事項の修正について、本部事務局に協力して対応する。

3 活動内容を本部に報告する。同窓会広報紙およびWebサイトへの掲載で報告に替えることができる。

4 本部の求めがあった場合、構成員名簿を事務局に提出する。

(本部との連携)

第5条 当該組織の活動の広報のために、同窓会広報紙およびWebサイトに必要なスペースを提供する。

(認定の取消)

第6条 以下の内容が生じた場合は、幹事総会の承認を経て任意組織の認定を取り消すことがある。

(1) 3年にわたり活動報告がなされなかったとき

(2) 構成員が10名に満たなくなったとき

(3) 普通会員が構成員の過半数に満たなくなったとき

(施行)

この細則は2019年6月1日より施行する。

<p>(附則)</p> <p>2019年5月31日現在ですでに認定されている組織は、この細則第2条の申請は不要とする。</p>	
<p style="text-align: center;">役員選出に関する細則</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 会則第20条で定める指名委員の選出と指名委員会の活動について、詳細を定める。</p> <p>(指名委員会の設置と解散)</p> <p>第2条 会則第9条で定める役員選出を行うために、役員選出期の前年度の幹事総会および常任幹事会において指名委員を選出し、指名委員会を設置する。</p> <p>2 指名委員会は、役員選出を審議する幹事総会において指名した役員 の承認議決を経て解散する。</p> <p>(指名委員会の構成)</p> <p>第3条 指名委員会は、常任幹事から3名、常任幹事以外の幹事から2 名の5名で構成する。</p> <p>(1号、2号、3号指名委員)</p> <p>第4条 常任幹事会から選出される3名の指名委員は、総務委員会委員 長(以下、1号指名委員という)と校内幹事長(以下、2号指名委 員という)、常任幹事会で選出される常任幹事1名(以下、3号指</p>	<p>役員 の選出細則</p> <p>第1条 会則第7章に基づいて役員 の選出のための臨時委員会を設 置し、これを指名委員会と称す。</p> <p>第2条 指名委員会は3名の委員 で構成する。</p> <p>イ 幹事総会で選出された1名</p> <p>ロ 校内幹事から互選で1名</p> <p>ハ 常任幹事から互選で1名</p> <p>第3条 指名委員は自らを役員に は指名することはできない。</p> <p>第4条 指名委員会は候補者を指 名し、常任幹事会に報告する。</p> <p>第5条 常任幹事会は役員 の原案を審議し、改選期の幹事 総会で指名委員会にこれを報告 させる。</p> <p>第6条 指名委員会は改選期 の幹事総会において選出の議事 を運営し、幹事総会終了を以て 解散する。</p>

名委員という)とする。

2 3号指名委員は、常任幹事会において常任幹事の互選で決定する。

3 1号指名委員および2号指名委員が総務委員会委員長および校内幹事長を退任した場合、後任者がそれぞれの任務を引き継ぐ。

(4号、5号指名委員)

第5条 幹事から選出される指名委員の2名は、会則13条第2項で定める1号幹事から1名(以下、4号指名委員という)、2号幹事および3号幹事から1名(以下、5号指名委員という)とする。

2 4号指名委員および5号指名委員に立候補を希望する幹事は、同窓会Webサイトで立候補受付が公告された日より締め切り日までに事務局に届け出る。立候補には、3名以上の幹事の推薦を必要とする。

3 4号指名委員および5号指名委員は、幹事総会において、立候補者がそれぞれにおいて複数の場合は当日出席者の投票による多数決で、1名の場合は過半数の信任投票で選出する。

(指名委員会の活動)

第6条 指名委員は、1号指名委員を委員長とし、次期役員候補者の指名のために必要な活動を行う。

2 指名委員は、役員、常任幹事、幹事、校内幹事等の意見を参考に、次期役員候補者を本人の承諾を得て指名する。

<p>3 指名委員長は、常任幹事会および幹事総会における役員選出に関わる議事の進行を行う。</p> <p>(指名委員の制限)</p> <p>第7条 指名委員は、役員候補者になることはできない。</p> <p>(指名委員の活動への協力)</p> <p>第8条 役員、常任幹事、幹事、校内幹事、会員は、指名委員の活動に対し積極的に協力しなければならない。</p> <p>(施行)</p> <p>この細則は2019年6月1日より施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この細則の改定は、幹事総会の承認を必要とする。</p>	
<p style="text-align: center;">幹事の選出ガイドライン</p> <p>1) 1号幹事と2号幹事に欠員が生じた場合は、総務委員会と事務局が協力して、各期および第5条に定める支部および任意組織に連絡して、欠員補充に努める。</p> <p>2) 各期および支部、任意団体に3号幹事の推薦を依頼する。その際、同窓生100～150人に一人の就任を目安に、各期からの幹事の人数の均衡を保つように、各期、支部、登録団体と調整する。</p> <p>3) 幹事総数は有効会員数の1%程度を目標に、改選時には10%以上の入れ替わりを目指す。</p>	<p style="text-align: center;">幹事の選出ガイドライン</p> <p>第1条 各期1～4人(同窓生100～150人に一人を目安)、および登録団体などから各期の均衡を保つように、互選又は委嘱して選出が望ましい。総数としては有効会員数の1%程度とする。改選の場合、原則として1名は重任がのぞましい。</p>

顧問会の活動に関する細則

- 第1条 本会に顧問会を置くことができる。
- 2 顧問会は、会則第15条で定める名誉会長、顧問、会長で構成する。
- 3 顧問の中から代表顧問を選出し、顧問会の代表とする。代表顧問の任期は2年とするが、重任は妨げない。
- 第2条 顧問会は、同窓会活動に対して大局的な判断によるアドバイスと支援を行う。
- 2 必要に応じて、顧問会に会則第15条で定める特別顧問、相談役、参与と副会長を加えることができる。
- 第3条 代表顧問は常任幹事会に出席して意見を述べることができる。
- ただし、常任幹事会の議決には参加できない。
- (施行)
- この細則は2019年6月1日より施行する。

顧問・相談役細則

- 第1条 同窓会会長は退任後顧問になる。
- 第2条 顧問は常任幹事会に任意に出席することができる。ただし、常任幹事会の議決には参加しない。
- 第3条 顧問は会務に対し、大局的な判断によるアドバイスをすることができる。
- 第4条 常任幹事会の議により顧問を選出することができる。この場合の任期は現役員と同じとするが重任を妨げない。
- 第5条 顧問は顧問会を設置する。
- 第6条 顧問会には代表顧問を置く。
- 第7条 相談役は顧問会に出席することができる。

<p style="text-align: center;">会費等に関する細則</p> <p>(入会費) 第1条 個人入会費は9,000円とし、入会時に支払う。</p> <p>(年会費) 第2条 個人年会費は3,000円とし、毎年度支払う。</p> <p>(施行) この細則は2019年6月1日より施行する。</p> <p>(附則) この細則の改定は、幹事総会の承認を必要とする。</p>	<p style="text-align: center;">会費細則</p> <p>平成23年5月14日より以下の通り運営する</p> <p>第1条 個人年会費 年 3,000円とする。 期年会費 年50,000円(但し、卒業後10年までは、20,000円)とし、 卒業後51年目からは免除とする。</p>
<p style="text-align: center;">入会に関する細則</p> <p>(入会申請) 第1条 会則第6条の母校中途退学者および中途転出者で入会を希望する者は、入会申請書に入会事由と普通会员1名の推薦者を記載し、事務局に提出する。</p> <p>(承認) 第2条 常任幹事会で承認を受け、個人入会費の納入をもって普通会员となる。</p> <p>(施行)</p>	<p style="text-align: center;">入会細則</p> <p>第1条 入会手続き 本人が入会申請書を会長に提出する。申請書には以下の項目を記載すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 入会事由 ② 推薦人 1名(同窓会員) <p>第2条 入会金 入会を認められたときは、通常卒業までに納入する金額 9,000円を同窓会入会金として事務局に納入する。</p>

<p>この細則は 2019 年 6 月 1 日より施行する。</p>	
<p style="text-align: center;">同窓会活動および経費支出に関する細則</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 同窓会の活動およびそのために必要な経費支出についての起案・承認・決裁・執行等に関する内容を定め、活動および経費支出の透明化・適正化を図ることを目的とする。</p> <p>(範囲)</p> <p>第 2 条 この細則で定める同窓会の活動とは、委員会および事務局が主体となって行うものを指す。</p> <p>2 委員会がその活動で支出する経費は、原則として年度始めに計画と予算を常任幹事会および幹事総会で審議・承認された範囲内でなければならない。</p> <p>3 事務局運営に必要で定期的に支出される経費については、原則として年度始めに予算化され、内容について常任幹事会および幹事総会で審議・承認された範囲内でなければならない。</p> <p>4 備品の購入は、その都度常任幹事会での審議と承認を必要とす</p>	<p style="text-align: center;">なし</p>

る。

(定める規程)

第3条 同窓会の活動に関して、事務局活動や会議運営に関わる事務費や会議費に関しては事務局経費支出規程、事務局業務を委託する者に対する業務委託費に関しては業務委託費規程、役員や委員の活動に必要な旅費や宿泊費に関しては旅費規程、交流促進や対外的活動等に必要な渉外経費と会員の慶弔に関する対応と経費に関しては渉外費等支出規程において定める。

(規程の施行・改廃)

第4条 この細則で定められた規程は、常任幹事会において審議の上、承認されることによって施行、改正および廃止することができる。

(施行)

この細則は2018年10月27日より施行する。

業務委託費規程

(目的)

第1条 事務局長、事務局員、その他北畠会館の維持・清掃等に必要な要員へ事務局業務を委託する場合の業務委託費を定める。

(内容)

第2条 事務局長は月額固定とする。

2 事務局員およびその他要員は、時間単価を定めた出来高制とす

る。

3 月額および時間単価の金額は、必要に応じて総務委員会が起案し、常任幹事会の承認により改訂することができる。

4 交通費は実費支給とする。

第3条 業務委託費および交通費は毎月末を締め日とし、翌月5日（休日の場合は原則として前日）に銀行振り込みで支払う。

第4条 事務局長の業務委託費は月就労80時間を基本として定額とする。就労時間が80時間を超える場合は、総務委員会委員長（以下、総務委員長という）の承認のもとに、代休の取得または超過勤務精算で対応する。

2 事務局長は、自らの就労状況について、毎月末に当該月分を総務委員長に報告しなければならない。

第5条 事務局員およびその他要員の就労状況と業務内容は、事務局長が管理し、事務局長は毎月末に該当月分を総務委員長に報告しなければならない。

（金額）

第6条 事務局長および事務局員・その他要員の業務委託費は別表に記載する。

（施行）

この規程は2018年10月27日より施行する。

旅費規程

(目的)

第1条 同窓会活動において、一定額以上の旅費・交通費および宿泊費が発生する場合、その負担軽減のために旅費・交通費・宿泊費の補助を支給することについて定める。

(範囲と補助金額)

第2条 役員、常任幹事、委員が、以下の同窓会活動のために移動し、それにかかる旅費が2,000円を超過する場合、移動にかかる実費から2,000円を控除した金額を、補助を受ける者の申請に基づき補助する。

- (1) 会議（役員会、常任幹事会、委員会）に出席のため
- (2) 会長が認めた調査・視察のため
- (3) 会長が認めた支部や同期会、有志の会等の交流イベント等に出席のため
- (4) その他会長が必要と認めた外出・出張のため

2 宿泊を伴う移動の場合は、宿泊費として12,000円を超えない範囲で実費を支給する。

(交通費の内容)

第3条 交通費は、自宅または勤務先の最寄り駅から用務地の最寄り駅までの合理的な経路・交通手段を、できるだけ経済的な方法で利用した実費とする。

第4条 片道 100km を超える移動の場合は、JR の新幹線・特急の普通指定席および航空機の早割・特割航空券を利用できる。

(宿泊の内容)

第5条 出発地を午前 7 時以前に出発しなければならない場合は前泊することができる。帰着地への到着が午後 10 時以降になる場合は後泊することができる。

(事前承認と事後対応)

第6条 補助を申請する場合は、出発前に直属上長の承認を得、帰着後できるだけ速やかに申請用紙を事務局に提出する。

2 片道 100km を超える移動を一交通機関で行った場合および宿泊をした場合は、領収書を申請用紙に添付しなければならない。

(決済処理)

第7条 事務局は、申請用紙の内容を確認し、直属上長の承認をもって、申請者に銀行振り込みで支払う。支払い金額が 5,000 円未満の場合は、年度末または未払累積額が 5,000 円を超えたときに支払う。

(施行)

この規程は 2018 年 10 月 27 日より施行する。

事務局経費支出規程

(目的)

第1条 事務局活動および会議運営のために必要な消耗品購入や消費

等に関する支出について、決裁手続きを定める。

(内容)

第2条 常任幹事会および幹事総会で承認された事業計画および予算の範囲内において、事務局活動および会議運営のための消耗品購入や消費に必要な費用は、1件あたり3万円以下の支出に関して事務局長の決裁において執行できる。

2 3万円を超える消耗品購入や消費および3万円以下であっても備品調達に当たるものについては、会計の承認を必要とする。

(施行)

この規程は2019年1月7日より施行する。

渉外費等支出規程

(目的)

第1条 役員、委員長、事務局長が交流促進や対外的活動のために必要な渉外的費用を支出する場合の決裁手続きを定める。

(内容)

第2条 常任幹事会および幹事総会で承認された事業計画および予算の範囲内において、1万円未満の交流促進や対外的活動のために必要な渉外的費用は、会長の承認により支出することができる。

2 1万円以上の支出については、常任幹事会での承認を必要とする。

<p>3 公的な行事以外の飲食に関わる費用は支出できない。</p> <p>4 交流促進や対外的活動のための研修会やイベントに講師を招聘する場合、講師料および交通費を支出することができる。ただし、講師料は第1項および第2項にもとづき執行し、交通費は原則実費支給とする。</p> <p>5 会員の慶弔に対する対応は、別表で定める。</p> <p>(施行)</p> <p>この規程は2019年1月7日より施行する。</p>	
<p style="text-align: center;">同窓会新奨学金（特別事業）の運営に関する細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 特別事業として、向学心に富み真摯な母校生徒の修学支援のために同窓会新奨学金制度（以下新奨学金制度という）を制定し、母校と連携して運営する。</p> <p>(内容)</p> <p>第2条 新奨学金制度は、経済的理由により修学困難な生徒に対する給付型奨学金と、海外短期語学研修に参加する生徒の渡航や滞在および研修諸費用を負担する海外短期留学支援奨学金からなる。</p> <p>2 給付型奨学金の実施に関わる詳細は、給付型奨学金規程で定める。</p> <p>3 海外短期留学支援奨学金の実施に関わる詳細は、海外短期留学支</p>	<p>大阪府立住吉高等学校同窓会奨学金支給細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 大阪府立住吉高等学校同窓会(以下「同窓会」という。)は、向学心に富み真摯な本校生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、その成業を援助するために同窓会奨学金を支給する。</p> <p>(奨学金の支給)</p> <p>第2条 この細則に基づき支給する学資を奨学金といい、支給される者を奨学生という。</p> <p>奨学金の額は当分の間月額4,000円とする。</p> <p>(奨学金委員会の設置)</p> <p>第3条 第1条の趣旨を実施するために、奨学金委員会(以下「委員会」という)を置く。</p> <p>(委員会の組織)</p>

<p>援奨学金規程で定める。</p> <p>4 新奨学金制度の実施は、2013年度より10年間の期間とする。</p> <p>5 新奨学金制度の実施にあたり、同窓会奨学金（年48万円：一人当たり月額4,000円×10名）の給付はこの期間停止する。</p> <p>（奨学金特別委員会の設置）</p> <p>第3条 第1条の趣旨を実施するために、奨学金特別委員会（以下「特別委員会」という）を置く。</p> <p>2 特別委員会は、同窓会の副会長と会計、財務委員会委員長、総務委員会委員長、事務局長、母校の教頭、事務長、首席、学年主任、校内幹事長で構成する。</p> <p>3 委員長は同窓会副会長が、副委員長は母校教頭が原則として務める。</p> <p>4 委員は必要に応じて、委員長および副委員長の委嘱で、適任者を若干名追加することができる。</p> <p>5 特別委員会の活動内容は、各規程で定める。</p> <p>6 特別委員会の活動内容は、年度末に同窓会監事による監査を受け、常任幹事会および幹事総会に報告する。</p> <p>（委員会の業務）</p> <p>第4条 特別委員会は次の各号に掲げる業務を行う。</p> <p>（1） 奨学生を募集すること</p>	<p>第4条 委員会は、教頭、生活指導部長、渉外部長、学年主任、同窓会係1名の委員をもって組織する。</p> <p>（委員会の業務）</p> <p>第5条 委員会は次の各号に掲げる業務を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 奨学生の募集に関すること 2. 奨学生の資格を審査すること 3. 奨学生の採用に関し校長に意見を具申すること 4. 奨学金の辞退、休止、復活、停止、および廃止に関して学校長に意見を具申すること 5. 前各号の業務を行うための事務手続き及び関係書類の様式をさだめること <p>（奨学生の採用）</p> <p>第6条 委員会は奨学生を志望する者があるとき、組担任を通じて提出される同窓会奨学金支給願書に基づき審査し、その意見を学校長へ具申する。委員長は委員会の意見を参考にして採用の適否を決定し、その結果を同窓会長に通知する。</p> <p>（辞退）</p> <p>第7条 奨学生が奨学金を辞退するときは奨学金辞退届を提出しなければならない。ただし、後日再び奨学生に採用されたい旨願い出る事を妨げない。</p> <p>（誓約）</p> <p>第8条 奨学生に採用された者は、この奨学金が同窓会員の善意によるもので</p>
--	--

<p>(2) 奨学生の採用に関する審査を行い、結果を校長に具申すること</p> <p>(3) 新奨学金制度運用に関わる状況を定期的に常任幹事会に報告すること</p> <p>(原資)</p> <p>第5条 新奨学金制度を運用するために必要な資金は、会員からの寄付金で充当し、新奨学金特別会計により管理する。</p> <p>2 新奨学金特別会計で管理する資金は、新奨学金の給付および新奨学金制度の運営に使用し、他目的への流用はできない。</p> <p>3 新奨学金制度の円滑な運営に必要な事務費等は、常任幹事会の議を経て本会計より繰り入れることができる。</p> <p>4 新奨学金特別会計は特別委員会、会計および財務委員会が管理し、決算は年度末に監査を受け、予算と決算は常任幹事会および幹事総会に提案、報告して承認を得なければならない。</p> <p>(選考)</p> <p>第6条 第2条の奨学生の採用に関し、特別委員会は選考会を開き、選考基準に則り厳正に選考する。</p> <p>2 委員長は、必要に応じて、役員、常任幹事、校長、教職員を選考会に参加させることができる。</p> <p>3 選考会に参加する者は、選考に関わる過程や個人情報等を開示してはならない。</p>	<p>あることを理解し、この細則の趣旨を体して勉学に精励することを誓約しなければならない。</p> <p>(休止)</p> <p>第9条 奨学生が休学および長期欠席のときは、その期間奨学金の支給を休止する。</p> <p>(復活)</p> <p>第10条 休止中の奨学生が復学し、奨学金復活願を提出したときは、復学した月から奨学金を支給する。</p> <p>(停止)</p> <p>第11条 奨学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を一時停止する。</p> <p>イ. 学習成績、修学態度などの状況により指導上必要と認めるとき。</p> <p>ロ. 学校内外の規律を乱す行為、放恣、怠惰その他の状況が奨学生として適当でないと認めるとき</p> <p>ハ. 停学またはこれに準ずる懲戒処分を受けたとき。</p> <p>2. 前項の事由が消滅し、成業の見込みがあり、奨学生として復活することが適当であると認めるときは、その認めた日の属する月の翌月から支給を復活する。</p> <p>(廃止)</p> <p>第12条 奨学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、奨学金の支給を廃止する。</p>
--	--

<p>(奨学金の交付事務)</p> <p>第7条 奨学金交付や制度運用に関する事務は事務長が掌る。</p> <p>2 事務長は、常に委員長と連絡を密にし、経過報告に努めなければならない。</p> <p>(重要事項の変更)</p> <p>第8条 新奨学金制度につき重要な判断が求められる場合は、特別委員会の議決を経て、常任幹事会において承認されなければならない。</p> <p>(施行)</p> <p>この細則は2014年4月12日より施行する。</p> <p>(附則)</p> <p>この細則は2019年6月1日に改訂した。</p> <p style="text-align: center;">給付型奨学金規程</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 給付型奨学金制度の運用について詳細を定める。</p> <p>(奨学金の内容)</p> <p>第2条 向学心に富み、真摯で、経済的理由により修学及び進路選択が困難な状況にある生徒に対し、返済義務のない奨学金を給付する。</p> <p>2 給付する奨学金は月額3,000円(年額36,000円)とする。ただし、最終学年については当分の間月額6,000円(年額72,000円)とする。</p>	<p>イ. 前条第一項各号のいずれかに該当する者のうち、特に奨学生として不適當であると学校長が認めたとき。</p> <p>ロ. 奨学金を必要としなくなったとき。</p> <p>ハ. 採用願書に記入すべき事項を故意に記入せず、また虚偽の記入をしたことにより奨学生になったことが判明したとき。</p> <p>2. 前項の事由により廃止として処理された者は、再びこの奨学生となることはできない。</p> <p>(奨学金の交付事務)</p> <p>第13条 奨学金交付に関する事務は事務長が掌る。</p> <p>(準用規程)</p> <p>第14条 第6条の規程は第9条、第10条、第11条および第12条の処理手続きに関し、これを準用する。</p> <p>附則</p> <p>第15条 学校長は年一回業務執行状況を同窓会長に通知する。</p> <p>大阪府立住吉高等学校同窓会新奨学金支給細則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 平成34年の創立100周年を迎えるにあたり、現状の母校を取り巻く環境を熟慮すると、同窓会による安定的で効果的な経済的困窮者に対する経済的支援の拡充と、海外短期留学支援の新設により、住吉高校の更なる発展</p>
--	--

<p>3 給付する奨学金の年総額は144万円とする。総額が144万円に満たない年度については、当該給付額を限度とし、その残額は翌期に繰り越さない。</p> <p>(募集)</p> <p>第3条 奨学金受給者(以下奨学生という)の募集は、毎年4月中旬とする。</p> <p>2 募集枠は、各学年で原則として10名とする。</p> <p>(資格の審査)</p> <p>第4条 特別委員会は、クラス担任を通じて提出される奨学生応募書類をもとに、選考基準に基づき審査し、その結果を校長へ具申する。</p> <p>(採用)</p> <p>第5条 委員長は、校長との協議結果をもとに奨学生を決定し、その結果を同窓会長に報告する。</p> <p>2 応募者には採否の結果を5月中に通知し、6月から給付を開始する。4月と5月分は、6月に合算して給付する。</p> <p>(辞退)</p> <p>第6条 奨学生が奨学金受給を辞退するときは奨学生辞退届を提出する。ただし、後日再び奨学金給付を願い出る事を妨げない。</p> <p>(誓約)</p> <p>第7条 奨学生は、この奨学金が同窓会員の支援によるものであることを理解し、勉学に精励することを誓約しなければならない。</p>	<p>のために新たな奨学金制度を設ける。</p> <p>(期間)</p> <p>第2条 新奨学金制度は平成25年度より10年間の期間とする。新奨学金実施にあたり、従来の同窓会奨学金(年48万円)の支給はこの期間停止する。</p> <p>(経済支援奨学金の内容)</p> <p>第3条 向学心に富み、真摯で、経済的理由により修学及び進路選択が困難な状況にある生徒に対し、返還義務のない奨学金を支給する。</p> <p>内訳 1年生 10名 2年生 10名 3年生 10名</p> <p>支給額 1年生 月額 3,000円 年間 36,000円×10名 計 36万円</p> <p>2年生 月額 3,000円 年間 36,000円×10名 計 36万円</p> <p>3年生 月額 6,000円 年間 72,000円×10名 計 72万円</p> <p>総計 144万円</p> <p>応募者が定数に満たない場合などで、支給額の総額が144万円に満たない年度については当該支給額を限度とし、その残額は翌期に繰り越さない。</p> <p>(海外短期留学支援の内容)</p> <p>第4条 優秀な学力を有し明確な目標を持った住吉高校の生徒としてふさわしいと認められたものに対し、2学年修了時の春休みに、英国の短期スクールへ留学する航空運賃・研修・ホームステイの滞在費用の全額を支給する。</p> <p>内訳 2年生 3名(総合科学科および国際学科 各科より1名以上とする)</p> <p>(奨学金特別委員会)</p>
--	--

<p>(休止・再開)</p> <p>第8条 奨学生が休学および長期欠席のときは、その期間奨学金の給付を休止する。</p> <p>2 休止中の奨学生が復学し、奨学金給付再開願を提出したときは、復学した翌月から奨学金給付を再開する。</p> <p>(停止)</p> <p>第9条 奨学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を一時停止する。</p> <p>(1) 学習成績、修学態度などの状況により指導上必要と認めるとき</p> <p>(2) 学校内外の規律を乱す行為、放恣、怠惰その他の状況が奨学生として適当でないと認めるとき</p> <p>(3) 停学またはこれに準ずる懲戒処分を受けたとき</p> <p>2 前項の事由が消滅し、成業の見込みがあり、奨学生として復活することが適当であると認めるときは、その認めた日の属する月の翌月から給付を再開する。</p> <p>(中止)</p> <p>第10条 奨学生が次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、奨学金の給付を中止する。</p> <p>(1) 前条第1項各号のいずれかに該当する者のうち、特に奨学生として不適当であると校長が認めるとき</p>	<p>第5条 新奨学金制度を実施するために、奨学金特別委員会を設置する。奨学金特別委員は同窓会会長が指名する。なお奨学金特別委員会の委員は任期を2年とするが、重任を妨げない。</p> <p>(特別会計)</p> <p>第6条 新奨学金制度の会計は同窓会特別会計とし、奨学金特別委員会と同窓会事務局により厳格に管理運営する。幹事総会及び同窓会会報にて年度毎に報告をする。</p> <p>(資金調達)</p> <p>第7条 新奨学金制度の資金はその全額を同窓会による募金活動により調達する。年 300万円程度の支援として 3千万円以上を目標とする。</p> <p>(選考)</p> <p>第8条 第3条及び第4条の生徒の選考に関し、奨学金特別委員会は学校長及び教職員と連携して共同で選考会を開き厳正に選考する。</p> <p>(物価変動等)</p> <p>第9条 物価及び為替の変動等により、第3条及び第4条の援助に支障がきたす場合には、中途半端な支援にならないよう臨機応変に対応する。</p> <p>(安全性の配慮と責任)</p> <p>第10条 海外短期留学については、生徒の安全を第一とし、カリキュラム日程等は全面的に学校側に委ねることとし、同窓会に一切の責任が及ばないようにする。</p> <p>(決議・承認)</p>
---	---

<p>(2) 奨学金の受給を必要としなくなったとき</p> <p>(3) 応募書類への虚偽の記入が判明したとき</p> <p>2 前項の事由により中止された者は、再びこの奨学生となることはできない。</p> <p>(施行)</p> <p>この規程は 2019 年 6 月 1 日より施行する。</p> <p style="text-align: center;">海外短期留学支援奨学金規程</p> <p>(目的)</p> <p>第 1 条 海外短期語学研修に参加する生徒（以下、語学留学奨学生という）の渡航や滞在および研修諸費用を補助する海外短期留学支援奨学金制度の運用について詳細を定める。</p> <p>(海外短期留学支援の内容)</p> <p>第 2 条 優秀な学力と明確な目標を有し、母校生徒としてふさわしいと認められたものに対し、海外の短期語学スクールへ留学する航空運賃・研修費・滞在費用の全額を支給する。</p> <p>2 語学留学奨学生の移動および現地滞在中の安全安心を目的として、原則として教員が引率するものとし、その航空運賃・滞在費用は新奨学金特別会計より支出する。</p> <p>3 海外短期留学の運営については、生徒の安全を第一とし、カリキュラムの確認や日程の調整、滞在先とエージェントの選定、引率教</p>	<p>第 11 条 新奨学金につき重要な判断が求められる場合は、奨学金特別委員会の決議を経て、常任幹事会において承認されなければならない。</p> <p>(附則) 本細則は平成26年4月12日より施行する。</p>
---	---

員の手配等については全面的に母校に委ねる。

- 4 毎年の予算限度額を216万円とする。物価および為替の変動等により予算限度額を超えると予想される場合は、特別委員会で対応案を検討し、常任幹事会の議決を経て実施内容を決定する。

(募集)

第3条 募集は毎年11月に行う。

- 2 対象を第2学年在學生とする。

(資格の審査)

第4条 特別委員会は審査会を開催し、クラス担任を通じて提出される語学留学奨学生応募書類をもとに、選考基準に基づき審査する。

(採用)

第5条 委員長は、校長との協議結果をもとに、総合科学科および国際文化科の各科より1名以上とする3名の語学留学奨学生および次点の1名を決定し、その結果を同窓会長に報告する。

- 2 応募者には採否の結果を12月中に通知し、採用対象者は1月中に保護者からの承諾をとって正式決定とする。

(誓約)

第6条 語学留学奨学生に採用された者は、この奨学金が同窓会員の寄付によるものであることを理解し、有意義な研修成果を得るための努力を怠ってはならない。

- 2 語学留学奨学生は、留学中の生活において健康や安全に留意する

とともに、常に母校生徒に恥じない責任ある行動が求められる。

- 3 語学留学奨学生は、帰国後に母校や同窓会において、研修の報告の求めに応じなければならない。また、語学留学奨学生の OBOG として、語学留学奨学生の募集や指導、同窓会活動等に積極的に協力するものとする。

(施行)

この規程は 2019 年 6 月 1 日より施行する。